

2015年自治体キャラバン 請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策担当課(介護保険課、福祉課) 電話(23-7688、23-7624) FAX(23-2002)

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 (○)ない ()ある→実施年月(年 月)2014年度実績()件()円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 (○)ない ()ある→実施年月(年 月)2014年度実績()件()円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人(年 月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2013年度末の残高(156,816)千円
 2014年度末の残高(146,331)千円 ※決算前の場合の見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営()箇所、委託(1)箇所
 職員配置人数(7)人 正職員(3)人、非正規職員(市派遣 2、嘱託 2)人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 ()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 ()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 ()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週3回昼又は夕
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(27,323)食÷年間配食日数(154)日 =1日当たり平均(177)食
	1食あたりの助成額	309円
	1食あたりの利用者負担額	308円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2014年度)	

- ⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2014年度)		
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	耐震改修工事を行い、かつ高齢者等と同居する世帯の者	
助成額	20万円を上限	利用者実数(2014年度)	3

- ⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

配食サービスを兼ねて安否確認も行う。緊急通報システムの設置により毎月確認。友愛訪問委託による毎月確認。見守りネットワーク事業により、民間事業者からの情報提供。

- ⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	80歳以上独居、70歳以上のみの世帯で80歳以上※自家用車なし 1回の乗車700円助成券使用、年間24枚まで
	障がい者	身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者手帳1～2級の方※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く 1回の乗車700円助成券使用、年間24枚まで(ただし週1回以上人工透析を受けている方は48枚まで)
	要介護認定者	要介護4、5で自力歩行不可、ストレッチャー又は車いす使用 1回の乗車1,250円助成券使用、年間24枚まで
	2014年度の助成実績	高齢者357人(4,231件)、障がい者136人(1,673件)、認定者40人(295件)

- ⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (105)枚

2)認定書は(○)毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2014年度()件

()認定書を送付している → 2014年度()件

(○)自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について (2,423)人(27年5月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (35)人(平成26年度中 月 現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている (○)認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

2. 生活保護

担当課(福祉課)電話(0536-23-7624)FAX(0536-23-2002)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数(延べ52)件、申請件数(20)件、そのうち保護開始件数(17)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (113)世帯 (151)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	3人	2年0カ月	0人	36世帯	47人
2015年4月1日現在	3人	3年0カ月	0人	37世帯	50人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(○)自立相談支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(新城市社会福祉協議会)

(○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

(○)家計相談支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(新城市社会福祉協議会)

(○)学習支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(新城市社会福祉協議会)

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

(○)実施した ()していない

実施した場合の周知方法(面談による口頭の説明)

3. 税の滞納について

担当課(税務課)電話(23-7679)FAX(23-2002)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数

市(町村)県民税 (88,952)件中 (7,867)件

国民健康保険税 (75,452)件中 (13,165)件

固定資産税 (100,958)件中 (7,289)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(4)件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(96)件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

個人住民税を含む滞納額が本税で50万円以上の案件で、かつ、徴収が困難と認められる案件。

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

(○)引き継ぐ ()引き継がない※ただし、収入に見合った分納でない場合に限る。

4. 国民健康保険

担当課(保険医療課)電話(23-7625)FAX(23-2002)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
税率	所得割	旧但し書き額	× (8.1)%	× (8.1)%	× (8.1)%
	資産割	固定資産税額	× (26.0)%	× (26.0)%	× (26.0)%
	均等割	加入者1人につき	38,000円	38,000円	38,000円

平等割	1世帯につき	34,900円	34,900円	34,900円
1人当たり調定額(平均保険料)		106,197円	105,355円	104,532円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		5,272円	1,214円	1,279円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	120,200円	221,400円	308,500円
	介護分	31,000円	60,700円	87,500円
	後期高齢者支援分	40,400円	76,300円	107,600円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	116,800円	192,500円	251,500円
	後期高齢者支援分	39,100円	66,600円	88,600円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	105,000円	164,000円	223,000円
	後期高齢者支援分	35,100円	57,100円	79,100円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

①均等割・平等割の7割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円以下

②均等割・平等割の5割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円+(26万円×被保険者数)以下

③均等割・平等割の2割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円+(47万円×被保険者数)以下

注1) 擬制世帯主(国保でない世帯主)の所得も含まれます。

注2) 後期高齢者医療制度に移行した方の所得、人数等も含まれます。(8年間)

注3) 65歳以上の方は年金所得から15万円を控除した所得で判定します。

注4) 擬制世帯主や後期移行者の所得等は軽減判定にのみ含め、所得割・均等割の金額には含めません。(国保加入者だけです。)

低所得者減免制度

ア、上記①該当世帯で資産割非課税世帯

均等割・平等割の7割軽減後の納付額の10パーセントを減免

イ、上記②③該当世帯で資産割非課税世帯

均等割・平等割の5割・2割軽減後の納付額の10パーセントを減免

ウ、均等割・平等割のみ課税される世帯

納付額の10パーセントを減免

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

○新城市国民健康保険税条例施行規則第6条1項の表第6号

納税義務者の前年中総所得金額等が200万円以下の場合で、失業(退職を含む。)、休業、廃業等の理由により当該世帯の当該年における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められ、当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合で前年中の総所得金額等が100万円以下の場合・・・所得割額の全額
前年中の総所得金額等が100万円を超える場合・・・所得割額の2分の1に相当する額

○新城市国民健康保険税条例第28条の2

平成22年4月から、倒産・解雇等で職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で国民健康保険に加入できるよう設けられた制度で、手続きにより国民健康保険税が軽減されます。(平成22年4月1日施行)

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、軽減は、失業者本人の前年の

所得のうち給与所得をその30/100とみなして行います。対象期間は、最長2ヵ年度です。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない () 交付している → () 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数
世帯数() 世帯内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
上記のうち、6か月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数() 世帯内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
() 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1か月以内(205) 人 ・2か月(13) 人 ・3か月(109) 人 ・4か月(0) 人
・5か月(0) 人 ・6か月(46) 人 ・1年(0) 人 ・その他()
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

滞納金額が30万円以上の世帯及び前年度の国保税が全期未納の世帯。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。
(○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

- 1) 差し押さえの基準(再三の催告に反応の無い者、悪質滞納者。滞納整理機構案件は差押が前提。)
- 2) 分納者への対応(分納履行者は原則差押対象から除外。ただし、不履行の場合は通告なしに差押を実施。)
- 3) 予告通知書の発行(21) 件
- 4) 差押え件数 不動産(0) 件 預貯金(10) 件 生命保険(0) 件(内学資保険(0) 件)
その他(12) 件(太陽光発電売電収入 0)
- 5) 競売などによる現金化 (0) 件 (0) 円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (64) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 () 人
- 3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1)一部負担減免制度を実施していますか。
実施している 検討中である 実施の予定がない
- 2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
設けている 検討中である 設けていない
- 3)2014年度の減免件数 ()件 減免金額 ()円

⑨高額療養費について

- 自動払いしている 申請書を送付している 通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

- 1)運営協議会の公開 公開していない 公開している
- 2)運営協議会委員の公募枠 ない ある → ()人

5. 高齢者医療など 担当課(保険医療課)電話(23-7625)FAX(23-2002)

- ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

対象にしている 縮小して対象にしている 県基準どおりにした

- ②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定による支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る支給認定に限る。)を受けている者。

- ③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (8,443)人
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,235)人
 内 ひとり暮らし非課税者(173)人
 └─ その他の県基準を上回る市町村独自対象者(19)人

- ④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(84)人 短期保険証発行人数(2)人
 差し押さえ(2014年度)件数(0)件、金額(0)円

6. 子育て支援策 担当課(こども未来課 教育総務課)電話()FAX()

※2015年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学1年生から中学3年生までの入院外の現物給付。所得制限は設けていません。

- ②就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。

入学説明会 入学式 始業式 ホームページ 市広報
その他()

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.5)倍

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】
何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

--

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

5) 申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	348人	326人
受給割合	9.2%	8.9%
支給額	20,027,189円	21,718,186円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 (○)償還払い ()その他

9) 就学援助の項目について

()学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費

(○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品

()その他()

③学校給食について(2015年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

()食べられている ()未納者には給食支給を停止している (○)その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

児童手当からの天引き 電話連絡、訪問等

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	17校	17校	校	校	校	247円
中学校	6校	6校	校	校	校	283円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

1) 件数(3)件 対応職員(3)人、うち専門職(2)人

2) 専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 (1)保健師

()保育士 ()教員 (1)その他(家庭児童相談員兼母子自立支援員)

3) 現状に対する課題

市として被虐待児童の保護が必要と判断しても、児童相談所が保護せず、児童の置かれた状況が悪化し、市が支援しきれないケースがある。 DVに絡んだ児童虐待のケースがより深刻でかつ増加しているが、女性相談センターは対応スキルが高くなく、かつ保護決定に時間がかかりすぎるため役に立たない。 相談件数も年々増加傾向にあり、ケースも複雑化しているが、対応できる職員に限られるため、人材育成が急務。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

市単独事業として、母子愛着推進事業、セカンドブックスタート事業、養育支援訪問事業などを実施。
要保護児童対策地域協議会連絡調整会議を毎月1回開催し、関連機関との情報を共有、連携をしながら、要保護児童に対する最善の支援方針を立てている。

⑤ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

・家庭、地域、学校が連携し、子どもと大人が共に過ごし、共に学び、共に育つ『新城共育』を推進することで、心の教育に取り組んでいる。
・各小中学校において、年3回程度の生活アンケートを実施し、いじめの実態を把握する。その後、子どもとの面談を行い、学校、家庭等が連携を図り解決に向けて継続的に取り組んでいる。
・毎月1回、いじめの状況とその対応について等を市教育委員会に提出している。
・いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために『新城市いじめ防止基本方針』を策定し、学校内外を問わず、児童生徒が安心する環境を整えることに努めている。
・全小中学校において『学校のいじめ防止基本方針』を作成し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置している。さらに、その組織には、教員以外の外部人材を配置し、専門的な立場から助言指導をいただけるようにしている。
・「新城市いじめ対策人権サポート委員会」を年2回開催し、市内小中学校の子供たちの実態把握や対応の仕方の確認を行ったり、各委員が専門的な立場から情報交換を行い、未然防止に向けての取り組みを考えたりしている。また、重大事案等が発生した場合は、「新城市いじめ対策人権問題調査委員会」を開き、調査を行い適正な対応に努める。
・不登校いじめ専門相談員を配置し、家庭訪問や学校訪問指導などの相談活動を行っている。
・いじめ相談ホットラインとして、電話やメールで子供や保護者、家族等からの相談に対応している。

⑥ 保育について

1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について

() 取り消し(育休退園) () そのまま通園
(○) その他 [出産後おおむね6か月まで保育、2歳児に限り1月以降に要件が切れたる場合は環境変化に配慮し、継続を認める]

2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

(○) ある (○) ない ※中途変更はあるが、それで現場が混乱することはない。

7. 障害者施策 担当課(福祉課) 電話(0536-23-7624) FAX(0536-23-2002)

① 訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1か月。平均時間は1か月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	121	106	170	17
重度訪問介護				
行動援護	6	100	40	29
同行援護				

② 地域生活支援事業の移動支援

支給者数(132)人 最多支給時間数(84)時間 平均支給時間数(18)時間

③ 訪問系サービスの支給基準 () あり (○) なし

④ 計画相談支援の7月利用実績 (88)人

2014年度中に完全実施 (○) した () できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤ 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(12)人(27年9月1日現在)

対昨年同月比(120)%

- 2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について
 平均何時間支給していますか(29)時間
- ⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について
 介護給付支給決定者数(1)人(27年 9月1日現在)
 訓練等給付支給決定者数(9)人(27年 9月1日現在)
- ⑦通院時の院内介助について (〇)認めている ()認めていない
- ⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている (〇)認めていない

9. 健診事業 担当課(健康課)電話(0536-23-8551)FAX(0536-24-9008)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団	1,000円	可・不可		可・不可	※38.9	
がん検診	胃がん	1,000円	可・不可	1,000円	可・不可	7.3	
	大腸がん		可・不可	300円	可・不可	11.6	
	肺がん	500円	可・不可	0円	可・不可	15.7	
	子宮がん	1,000円	可・不可	800円	可・不可	15.9	
	乳がん	超音波		可・不可		可・不可	
		マンモグラフィー	1,000円	可・不可	1,300円	可・不可	13.1
前立腺がん			可・不可	500円	可・不可		
歯周疾患	個別・集団	0円	可・不可		可・不可	8.3	

※=見込値

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について
 (〇)実施している ()実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
 (〇)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (〇)特定健診とは異なる
 ()実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
 ()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
 (〇)その他(30・35・40・50・60・70歳の年に受けられる。)

[2]国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

[3]次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の④の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑤の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」

- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました